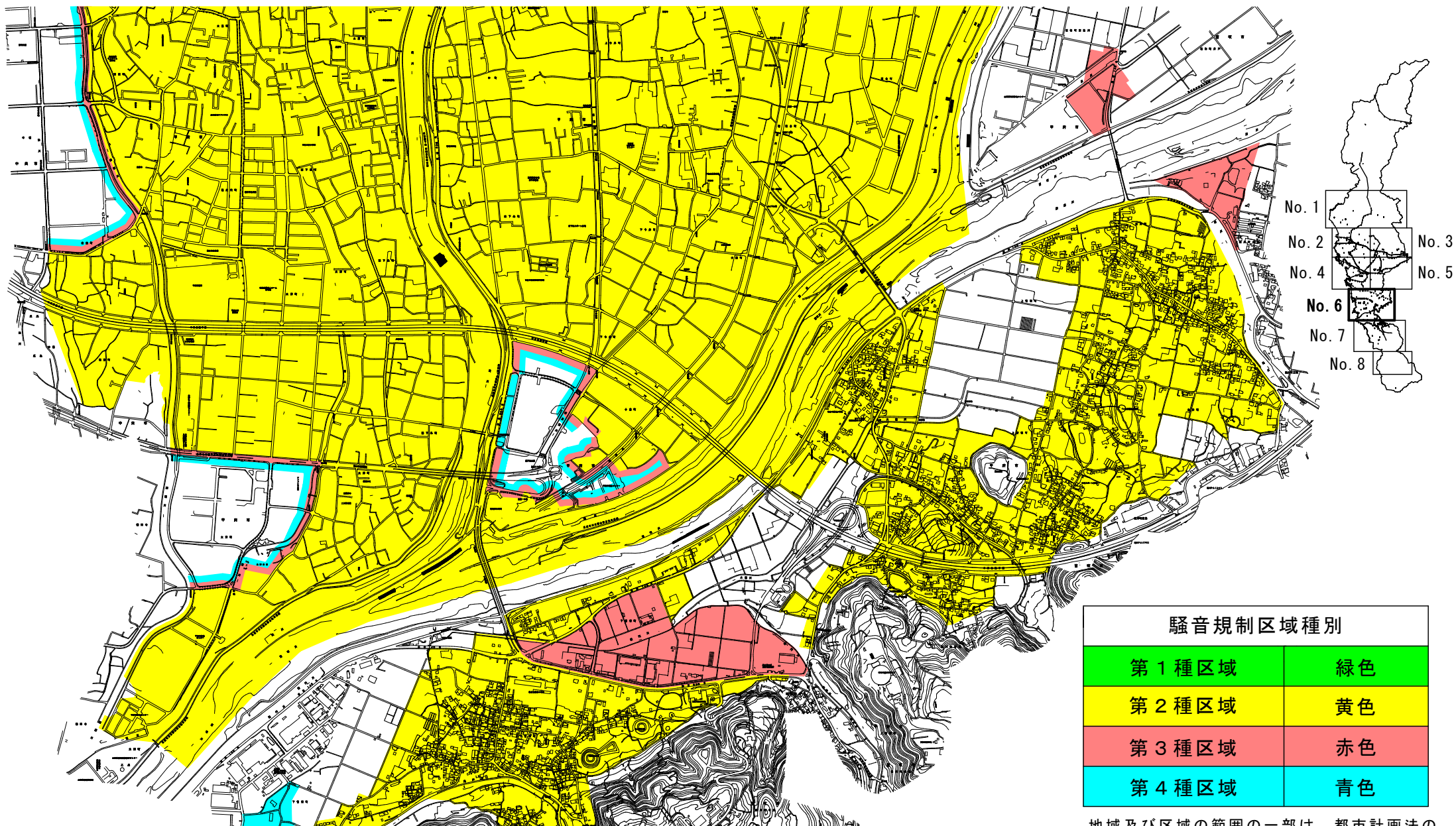


騒音規制地域図



0 200 400 600 800 1000m

地域及び区域の範囲の一部は、都市計画法の用途地域に基づくものである。
 なお、工業団地等周辺の帯状の区域は、緩衝区域であって、その幅は30メートルである。